



# 鳥取県公報

平成 19 年 3 月 16 日 (金)  
号外第 20 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	条例の廃止等に関する条例 (7) (政策法務室) . . . . . 10
	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターへの職員の引継ぎに関する条例 (8) (行政経営推進課) . . . . . 16
	鳥取県特別会計条例 (9) (財政課) . . . . . 17
	鳥取県基金条例 (10) (〃) . . . . . 19
	国営土地改良事業特別徴収金徴収条例 (11) (耕地課) . . . . . 29
	鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例 (12) (管理課) . . . . . 31
	鳥取県留置施設視察委員会条例 (13) (警察本部警務課) . . . . . 32

====公布された条例のあらまし====

条例の廃止等に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 必要性の薄れている条例等を一括して廃止する。
- (2) 条例による規制・制度の運用状況、必要性等を適時に検討し、条例の見直しを行うことができるよう、条例の適用期限を設定する。
- (3) その他関係条例等について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 条例の廃止

次の条例は、廃止する。

ア 鳥取県条例の形式を左横書きに改正する条例

イ 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例

ウ 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例

エ 恩給の年額の昭和41年改定に関する条例

オ 恩給の年額の昭和49年改定に関する条例

カ 個人の県民税に係る鳥取県税条例の臨時特例に関する条例

キ 鳥取県観光総合審議会設置条例

ク 鳥取県宅地建物取引業審議会条例

ケ 鳥取県中小企業振興対策審議会設置に関する条例

コ 鳥取県農村地域工業等導入促進審議会条例

サ 鳥取県職業能力開発審議会条例

シ 鳥取県水産業振興審議会条例

(2) 次の条例に、条例の適用期限を設定する。

条 例 名	条例の適用期限
ア 鳥取県暴走族根絶条例	平成22年3月31日
イ 鳥取県環境影響評価条例	平成21年12月31日
ウ 鳥取県環境美化の促進に関する条例	平成22年3月31日
エ 鳥取県魚介類行商条例	平成22年3月31日
オ 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例	平成20年3月31日
カ 鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例	平成22年3月31日

(3) その他の改正

ア 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例について、当該条例による年金受給権等に係る時効に関する規定を削除する。

イ 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例について、(1)のエ及びオの条例の廃止に伴う措置に関する規定を整備する。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターへの職員の引継ぎに関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地方独立行政法人法第7条の規定に基づき設立する地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの成立の際、当該法人に職員を引き継ぐために条例で定めるべき県の内部組織を定める。

## 2 条例の概要

- (1) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの成立の際、当該法人に職員を引き継ぐ県の内部組織は、廃止前の鳥取県産業技術センター条例第1条に規定する鳥取県産業技術センターとする。
- (2) 施行期日は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの成立の日とする。

## 鳥取県特別会計条例の新設について

## 1 条例の新設理由

特別会計ごとに設定している根拠条例を一本化し、一覧性を確保するとともに、特別会計の適正な管理を図る。

## 2 条例の概要

(1) 趣旨	この条例は、鳥取県における特別会計の設置その他特別会計に関し必要な事項を定めるものとする。																						
(2) 設置	<p>地方自治法の規定に基づき、次のとおり、特別会計を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計</td> <td>用品の調達その他事務の集中管理事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図ること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県収入証紙特別会計</td> <td>収入証紙の売りさばき及び収入証紙による収入を適正に運営すること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県営林事業特別会計</td> <td>県営林事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県営境港水産施設事業特別会計</td> <td>鳥取県営境港水産物地方卸売市場の事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県県立学校農業実習特別会計</td> <td>県立学校における農業実習の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県天神川流域下水道事業特別会計</td> <td>天神川流域下水道事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県港湾整備事業特別会計</td> <td>港湾整備事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県育英奨学事業特別会計</td> <td>育英奨学事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県公債管理特別会計</td> <td>公債費の経理を明確にすること。</td> </tr> <tr> <td>鳥取県給与集中管理特別会計</td> <td>職員給与費の経理を円滑に行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	設置目的	鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計	用品の調達その他事務の集中管理事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図ること。	鳥取県収入証紙特別会計	収入証紙の売りさばき及び収入証紙による収入を適正に運営すること。	鳥取県営林事業特別会計	県営林事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	鳥取県営境港水産施設事業特別会計	鳥取県営境港水産物地方卸売市場の事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	鳥取県県立学校農業実習特別会計	県立学校における農業実習の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	鳥取県天神川流域下水道事業特別会計	天神川流域下水道事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	鳥取県港湾整備事業特別会計	港湾整備事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	鳥取県育英奨学事業特別会計	育英奨学事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	鳥取県公債管理特別会計	公債費の経理を明確にすること。	鳥取県給与集中管理特別会計	職員給与費の経理を円滑に行うこと。
名 称	設置目的																						
鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計	用品の調達その他事務の集中管理事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図ること。																						
鳥取県収入証紙特別会計	収入証紙の売りさばき及び収入証紙による収入を適正に運営すること。																						
鳥取県営林事業特別会計	県営林事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。																						
鳥取県営境港水産施設事業特別会計	鳥取県営境港水産物地方卸売市場の事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。																						
鳥取県県立学校農業実習特別会計	県立学校における農業実習の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。																						
鳥取県天神川流域下水道事業特別会計	天神川流域下水道事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。																						
鳥取県港湾整備事業特別会計	港湾整備事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。																						
鳥取県育英奨学事業特別会計	育英奨学事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。																						
鳥取県公債管理特別会計	公債費の経理を明確にすること。																						
鳥取県給与集中管理特別会計	職員給与費の経理を円滑に行うこと。																						
(3) 歳入及び歳出	各特別会計における歳入及び歳出の項目を定める。																						
(4) 弾力条項の適	鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計は、地方自治法の規定により弾力条項を適用することができる。																						

用	弾力条項...普通地方公共団体の長は、条例で定める特別会計について、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。
(5) 施行 期日等	ア 施行期日は、次のとおりとする。 (ア) 鳥取県給与集中管理特別会計に係る部分 平成19年4月1日 (イ) (ア)以外の部分 公布の日 イ 特別会計の設置に係る個別条例を廃止する。

## 鳥取県基金条例の新設について

## 1 条例の新設理由

基金ごとに設定している根拠条例を一本化し、一覧性を確保するとともに、基金の適正な管理を図る。

## 2 条例の概要

(1) 趣旨	この条例は、鳥取県における基金の設置並びにその管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。	
(2) 設置	ア 地方自治法の規定に基づき、次のとおり、基金を設置する。 (ア) 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金	
	名 称	設置目的
	鳥取県財政調整基金	年度間における財源の調整を図り、もって県財政の健全な運営に資すること。
	鳥取県県立公共施設等建設基金	社会福祉施設、社会教育施設等の施設で県が設置するものの建設費に充てること。
	鳥取県職員退職手当基金	退職手当の支給に要する経費に充てること。
	鳥取県減債基金	県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、県財政の健全な運営に資すること。
	智頭鉄道運営助成基金	智頭鉄道により第1種鉄道事業を営む者に対し、当該事業の運営について助成すること。
	鳥取県大規模事業基金	県勢発展の基盤となる大規模事業を円滑に推進するための経費に充てること。
	鳥取県ジゲおこし推進基金	市町村との連携を図りつつ、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。
	鳥取県地域環境保全基金	地域の環境保全に関する知識の普及、地域における環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を推進し、もって地域の環境保全を図ること。
	鳥取県長寿社会対策推進基金	豊かで活力ある長寿社会の実現を図るため、健康、医療、福祉、教育等に関する施策を着実に推進する経費に充てること。
	鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金	中山間地域において、住民が共同して行う農山村が保有する多様な機能の維持及び強化並びに利用及び活用に係る活動を推進し、もって中山間地域の農山村の活性化を図ること。
	鳥取県森林整備担い手育成基金	林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等を推進し、もって森林整備の担い手の育

	成を図ること。
鳥取県環境学術研究基金	県内の大学及び高等専門学校における環境に関する学術研究に対する助成等を行い、もって環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進に資すること。
鳥取県農地を守る直接支払基金	中山間地域の農業者に対し直接支払いを実施することにより、農業生産活動を維持し、農地が有する水源かん養機能等の多面的機能を確保すること。
鳥取県森林整備地域活動支援基金	森林所有者等に対し森林の施業の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の有する多面的な機能を確保すること。
鳥取県産業廃棄物適正処理基金	鳥取県税条例の規定により県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税を産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てること。
鳥取県森林環境保全基金	鳥取県税条例の規定により森林環境の保全に資するため加算された県民税を森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てること。
鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運営を図ること。

(イ) 特定の目的のために定額の資金を運用するための基金

名 称	設置目的
鳥取県土地開発基金	公用又は公共用に供する土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ること。
鳥取県市町村資金貸付基金	市町村に資金を貸し付けることにより、市町村財政の円滑な運営に資すること。
鳥取県美術品取得基金	美術品を円滑かつ効率的に取得すること。

イ 介護保険法の規定に基づき、次のとおり基金を設置する。

名 称	設置目的
鳥取県介護保険財政安定化基金	市町村の介護保険財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。

ウ 国民健康保険法の規定に基づき、次のとおり基金を設置する。

名 称	設置目的
鳥取県国民健康保険広域化等支援基金	国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定に資する事業に必要な費用に充てること。

(3) 積立て等

- ア 基金として積み立てる額等を定める。
- イ 特定目的のための定額資金運用型基金について、次の事項を定める。
  - (ア) 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の額を増額することができる。
  - (イ) (ア)により増額が行われたときは、基金の額は、増加額相当額増加する。

(4) 管理 に関する 事項	各基金の管理に関する事項について、基金の運用から生ずる収益の整理等の方法のほか、次の事項を定める。 ア 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。 イ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 ウ 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(5) 処分	基金を処分することができる事由を定める。
(6) 施行 期日等	ア 施行期日は、公布の日とする。 イ 基金の設置に係る個別条例を廃止する。 ウ 鳥取県税条例について、所要の規定の整備を行う。

#### 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の新設について

##### 1 条例の新設理由

- (1) 県は、国営土地改良事業（以下「国営事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（以下「受益地」という。）について一定の資格を有する者（以下「受益者」という。）が国営事業の工事完了公告日以後8年を経過する日までの間に当該土地を国営事業計画の目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合等には、土地改良法に基づき、条例で定めるところにより、当該受益者から特別徴収金を徴収することができることとされている。
- (2) 国営東伯土地改良事業により造成された施設が、平成19年4月から供用開始されることとなった。
- (3) (1)及び(2)にかんがみ、国営事業に係る特別徴収金を徴収するため必要な事項を定める。

##### 2 条例の概要

特別徴収金を徴収するため、必要な事項を次のとおり定める。

(1) 趣旨	この条例は、土地改良法の規定に基づき、国営土地改良事業に係る特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 特別徴収金の徴収	ア 特別徴収金は、受益者が、当該国営事業の工事完了公告日以後8年を経過する日までの間に、次のいずれかに該当する行為（以下「転用」という。）をした場合に徴収する。 （ア）当該土地を国営事業計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合 （イ）自ら目的外用途に供した場合 イ アに掲げる者が当該受益地を地区とする土地改良区の組合員であるときは、その者に対する特別徴収金に代えて、当該土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。 ウ 当該土地が次のいずれかに該当する場合には、アにかかわらず、特別徴収金を徴収しない。 （ア）当該土地を一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合 （イ）目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等

	により国営事業による利益を受けていないものとなっている場合 (ウ) その他土地改良法施行令に規定する場合
(3) 特別徴収金の額	特別徴収金の額は、アに定める額にウに定める割合を乗じて得た額からイに定める額にウに定める割合を乗じて得た額を差し引いて得られる額を限度として知事が定める額とする。 ア 国営事業につき県が負担する負担金の額 イ 国営事業につき県が市町村から徴収する負担金の額 ウ 転用に係る土地の面積を国営事業の施行に係る地域内の土地の面積で除して得た割合に農林水産大臣が定める割合を乗じて得た割合
(4) 特別徴収金の減免及び徴収猶予	次に掲げる場合には、特別徴収金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 ア (2)のイの場合において、その徴収の原因となった者が、地方税法に規定する徴収猶予又は滞納処分の停止の事由に該当する場合 イ (2)のアに掲げる者が、災害その他やむを得ない理由により特別徴収金の納付が困難であると認められる場合
(5) 施行期日	この条例は、公布の日から施行する。

## 鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例の新設について

## 1 条例の新設理由

- (1) 昨今の公共工事をめぐる入札談合事件の摘発が相次いでいる現状にかんがみ、建設工事等の入札制度に関する透明性を確保し、かつ、その在り方について広く県民の合意を得る仕組みの構築が求められている。
- (2) 一方、入札制度の決定は首長の専属的権限とされ、入札制度に関し必要な事項は法令のほか規則で定めることとされているなど、県の入札制度の決定に県民の代表である議会が関与する仕組みになっていない。
- (3) (1)及び(2)にかんがみ、建設工事等の入札制度に関する県の基本的な方針(以下「基本方針」という。)の策定、これに対する議会の承認その他建設工事等の入札制度の決定に係る手続に関し必要な事項を定める条例を制定し、もってその適正な執行に資する。

## 2 条例の概要

(1) 目的	この条例は、建設工事等の入札制度の決定に係る手続に関し必要な事項を定めることにより、建設工事等の入札制度に関する透明性を確保し、かつ、その在り方について広く県民の合意を得る仕組みを構築し、もって建設工事等の入札の適正な執行に資することを目的とする。
(2) 基本方針の策定	ア 知事は、地方自治法等の規定に基づき、建設工事等の入札制度に関し必要な事項を規則等により定めようとするときは、基本方針を策定し、当該基本方針に基づき定めなければならない。 イ 基本方針には、地方自治法等の規定に基づき知事が定めることとされる事項で、建設工事等の入札制度に係る基本的なものを定めるものとする。
(3) 議会の承認	知事は、(2)のアに基づき基本方針を策定しようとするときは、その内容について

	て、あらかじめ議会の承認を得なければならない。
(4) その他の事項	基本方針の変更については、(2)及び(3)の手続を準用する。
(5) 施行期日等	ア 施行期日は、公布の日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。 ウ この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

## 鳥取県留置施設視察委員会条例の新設について

## 1 条例の新設理由

(1) 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部が改正され、新たに、警察本部に留置施設視察委員会を置き、委員会は、県内の留置施設を視察し、その運営に関し、留置施設業務管理者（警察署長）に対して意見を述べることとされた。

(2) (1)に伴い、鳥取県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## 2 条例の概要

(1) 委員会について、次のとおり定める。

ア 定数等	(ア) 委員の定数 委員の定数は、4人とする。 (イ) 委員の任期 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 委員は、2回に限り再任されることができる。 (ウ) 委員の解任 公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他職務の遂行に支障があると認められるときは、委員を解任することができる。
イ 委員長	(ア) 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 (イ) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 (ウ) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
ウ 会議	(ア) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。 (イ) 警察本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。 (ウ) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 (エ) 会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
エ 庶務	委員会の庶務は、警察本部警務部において処理する。
オ その他	アからエまでに掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委



員会規則で定める。

- (2) 施行期日は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とする。

# 条 例

条例の廃止等に関する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第7号

### 条例の廃止等に関する条例

(条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鳥取県条例の形式を左横書きに改正する条例(平成11年鳥取県条例第34号)
- (2) 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例(昭和27年鳥取県条例第36号)
- (3) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例(平成元年鳥取県条例第6号)
- (4) 恩給の年額の昭和41年改定に関する条例(昭和41年鳥取県条例第29号)
- (5) 恩給の年額の昭和49年改定に関する条例(昭和49年鳥取県条例第32号)
- (6) 個人の県民税に係る鳥取県税条例の臨時特例に関する条例(昭和59年鳥取県条例第5号)
- (7) 鳥取県観光総合審議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第6号)
- (8) 鳥取県宅地建物取引業審議会条例(昭和48年鳥取県条例第48号)
- (9) 鳥取県中小企業振興対策審議会設置に関する条例(昭和28年鳥取県条例第27号)
- (10) 鳥取県農村地域工業等導入促進審議会条例(昭和46年鳥取県条例第38号)
- (11) 鳥取県職業能力開発審議会条例(昭和44年鳥取県条例第36号)
- (12) 鳥取県水産業振興審議会条例(昭和40年鳥取県条例第35号)

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金二関スル条例の一部改正)

第2条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金二関スル条例(大正12年鳥取県令第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
第6条ノ2 略 県吏員等若クハ之二準スヘキ者ノ扶養家族又ハ扶養遺族第19条第5項ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第65条第2項又ハ第24条ノ6ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第75条第2項ノ規定ニ依リ2以上ノ恩給ニ付共通ニ加給ノ原因タルヘキトキハ最初ニ給与事由ノ生シタル恩給ニ付テノミ加給ノ原因タルヘキモノトス	第6条ノ2 略 県吏員等若クハ之二準スヘキ者ノ扶養家族又ハ扶養遺族第19条第5項ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第65条第2項又ハ第25条ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第75条第2項ノ規定ニ依リ2以上ノ恩給ニ付共通ニ加給ノ原因タルヘキトキハ最初ニ給与事由ノ生シタル恩給ニ付テノミ加給ノ原因タルヘキモノトス
第7条ノ2 恩給権者前条、第23条第1項第1号若ク	第7条ノ2 恩給権者前条、第23条第1項第1号若ク

八第2号ノ規定又八第24条ノ6ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第77条、第78条ノ2若クハ第80条ノ規定ニ該当シ恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタルトキハ本人又ハ其ノ遺族ハ其ノ旨ヲ遅滞ナク知事ニ届出ツヘシ

第13条 略

第11条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月数ノ計算ニ第11条ノ2及前条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月ニ付之ヲ準用ス

第25条ノ2ノ3 退職年金及遺族年金ノ年額ニ付テハ

恩給法等の一部を改正する法律（昭和41年法律第121号以下「法律第121号」と謂フ）附則第8条（第3項ヲ除ク）ノ規定ノ例ニ依ルモノトス  
前項ノ規定ハ恩給年額計算ノ基礎ト為リタル給料ト恩給法上ノ公務員ノ俸給カ併給サレタル者ニシテ恩給年額計算ノ基礎ト為リタル給料ノ額カコレラノ併給サレタル給料又ハ俸給ノ合算額ノ2分ノ1以下デアリタルモノニ付テハ適用セス

第25条ノ2ノ4 70歳以上ノ者ニ給スル退職年金及70

歳以上ノ者又ハ70歳未満ノ妻若クハ子ニ給スル遺族年金ノ年額ノ算定ノ基礎ト為ル退職年金テ其ノ基礎在職年ニ算入サレタル実在職年ノ年数カ退職年金ニ付テノ最短恩給年限ヲ超ユルモノノ年額ニ付テハ恩給法等の一部を改正する法律（昭和49年法律第93号）附則第13条ノ規定ノ例ニ依ルモノトス

第25条ノ2ノ5 前3条ノ規定ニ依ル恩給年額ノ改定

（第25条ノ2ノ3ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルモノトセラレタル法律第121号附則第8条第2項ニ係ルモノヲ除ク）ハ知事力受給者ノ請求ヲ待タスシテ之ヲ行フ

第25条ノ18 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第

128号）ノ長期給付ニ関スル規定ヲ適用サレタル者引続キ県吏員等トナリタル場合ニ於テソノ者カ国家公務員共済組合法ノ長期給付ニ関スル施行法（昭和33年法律第129号）第31条第1項ノ規定ニヨリ長期給付ニ関スル規定ノ適用ヲ受クルコトヲ希望スル旨申出タルモノナルトキハ八当分ノ間此ノ条例ノ規定ヲ適用セス

八第2号ノ規定又八第25条ノ規定ニ依リ準用スヘキ恩給法第77条、第78条ノ2若クハ第80条ノ規定ニ該当シ恩給ノ給与ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタルトキハ本人又ハ其ノ遺族ハ其ノ旨ヲ遅滞ナク知事ニ届出ツヘシ

第13条 略

第11条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月数ノ計算ニ第11条ノ2及第12条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月ニ付之を準用ス

第25条ノ18 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第

128号）ノ長期給付ニ関スル規定ヲ適用サレタル者引続キ県吏員等トナリタル場合ニ於テソノ者カ国家公務員共済組合法ノ長期給付ニ関スル施行法（昭和33年法律第129号）第51条ノ2第1項ノ規定ニヨリ長期給付ニ関スル規定ノ適用ヲ受クルコトヲ希望スル旨申出タルモノナルトキハ八当分ノ間此ノ条例ノ規定ヲ適用セス

(鳥取県暴走族根絶条例の一部改正)

第3条 鳥取県暴走族根絶条例(平成12年鳥取県条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p><u>2 この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p><u>(検討)</u></p> <p><u>2 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例(昭和45年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(年齢の計算)</p> <p><u>第19条 略</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第20条 略</u></p>	<p><u>(時効)</u></p> <p><u>第19条 年金受給権及び弔慰金の支給を受ける権利は、その支給事由が生じた日から3年間行なわないときは、時効によって消滅する。</u></p> <p>(年齢の計算)</p> <p>第20条 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第21条 略</p>

(鳥取県環境影響評価条例の一部改正)

第5条 鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 （施行期日） 第1条 略 （経過措置） 第2条及び第3条 略</p> <p><u>（この条例の失効）</u> 第4条 <u>この条例は、平成21年12月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>附 則 （施行期日） 第1条 略 （経過措置） 第2条及び第3条 略 <u>（検討）</u> 第4条 <u>知事は、この条例の施行後10年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

（鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正）

第6条 鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 （施行期日） 1 略</p> <p><u>（この条例の失効）</u> 2 <u>この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>附 則 （施行期日） 1 略 <u>（検討）</u> 2 <u>知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

（鳥取県魚介類行商条例の一部改正）

第7条 鳥取県魚介類行商条例（昭和40年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、昭和40年6月1日から施行する。</u></p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 <u>この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>この条例は、昭和40年6月1日から施行する。</u></p>

(鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例(平成13年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 <u>この条例は、平成20年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(検討)</p> <p>2 <u>知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

(鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例(平成14年鳥取県条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の  <u>所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>
---	---------------------------------

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 第1条の規定による廃止前の鳥取県条例の形式を左横書きに改正する条例（以下この項において「旧条例」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧条例第1条第1項に規定する既存条例については、旧条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後もなおその効力を有する。
- 3 第1条の規定による廃止前の日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除及び出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）の規定により行われた職員の懲戒免除及び出納長等の債務の免除については、旧条例の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。
- 4 第1条の規定による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）の規定により行われた職員の懲戒免除については、旧条例の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。
- 5 第1条の規定による廃止前の個人の県民税に係る鳥取県税条例の臨時特例に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）の規定による昭和59年度分の個人の県民税に係る特例については、旧条例の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターへの職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第8号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターへの職員の引継ぎに関する条例

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条の規定に基づき設立する地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに係る同法第59条第1項の条例で定める県の内部組織は、鳥取県産業技術センター条例を廃止する条例（平成19年鳥取県条例第37号）による廃止前の鳥取県産業技術センター条例（平成11年鳥取県条例第36号）第1条に規定する鳥取県産業技術センターとする。

附 則

この条例は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの成立の日から施行する。



鳥取県特別会計条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第9号

### 鳥取県特別会計条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥取県における特別会計の設置その他特別会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定に基づき、別表の第2欄に掲げる目的に資するため、同表の第1欄に掲げる特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第3条 特別会計においては、それぞれ、別表の第3欄に掲げる収入をもってその歳入とし、同表の第4欄に掲げる支出をもってその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第4条 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計は、法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表10の項は、平成19年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計条例(昭和39年鳥取県条例第26号)
- (2) 鳥取県収入証紙特別会計条例(昭和39年鳥取県条例第27号)
- (3) 鳥取県営林事業特別会計条例(昭和39年鳥取県条例第29号)
- (4) 鳥取県営境港水産施設事業特別会計条例(昭和39年鳥取県条例第30号)
- (5) 鳥取県立学校農業実習特別会計条例(昭和40年鳥取県条例第5号)
- (6) 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計条例(昭和58年鳥取県条例第2号)
- (7) 鳥取県港湾整備事業特別会計条例(昭和62年鳥取県条例第4号)
- (8) 鳥取県公共用地先行取得事業特別会計条例(昭和63年鳥取県条例第27号)
- (9) 鳥取県育英奨学事業特別会計条例(平成17年鳥取県条例第11号)
- (10) 鳥取県公債管理特別会計条例(平成18年鳥取県条例第6号)

別表(第2条、第3条関係)

名 称	設置目的	歳 入	歳 出
1 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計	規則で定める用品の調達その他規則で定める事務の集中管理事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図ること。	集中管理事業収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入	集中管理事業費その他の諸支出
2 鳥取県収入証紙特別会計	鳥取県収入証紙条例(昭和39年鳥取県条例第9号)の規定による証紙(以下「収入証紙」という。)の売りさばき	収入証紙の売りさばき収入及び附属諸収入	一般会計への繰出金、収入証紙の売りさばき手数料その他の諸支出

	及び収入証紙による収入を適正に運営すること。		
3 鳥取県営林事業特別会計	県営林事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	県営林事業収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入	県営林事業費その他の諸支出
4 鳥取県営境港水産施設事業特別会計	鳥取県営境港水産物地方卸売市場の事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	鳥取県営境港水産物地方卸売市場の事業収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入	鳥取県営境港水産物地方卸売市場の事業費その他の諸支出
5 鳥取県立学校農業実習特別会計	県立学校における農業実習の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	県立学校農業実習収入、一般会計からの繰入金及び附属諸収入	県立学校農業実習費その他の諸支出
6 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計	天神川流域下水道事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	天神川流域下水道事業負担金、国からの補助金、一般会計からの繰入金、県債及び附属諸収入	天神川流域下水道事業費、県債の償還金及び利子その他の諸支出
7 鳥取県港湾整備事業特別会計	港湾整備事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	港湾整備事業収入、一般会計からの繰入金、県債及び附属諸収入	港湾整備事業費、県債の償還金及び利子その他の諸支出
8 鳥取県育英奨学事業特別会計	育英奨学事業の円滑な運営及びその経理の適正を図ること。	育英奨学資金貸付金の元金収入、一般会計からの繰入金、国からの支出金及び附属諸収入	育英奨学資金貸付金その他の諸支出
9 鳥取県公債管理特別会計	公債費の経理を明確にすること。	一般会計及び鳥取県減債基金（鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）第2条第1項の規定により設置された鳥取県減債基金をいう。以下同じ。）からの繰入金、県債並びに附属諸収入	県債の償還金及び利子、鳥取県減債基金への積立金その他の諸支出
10 鳥取県給与集中管理特別会計	職員給与費の経理を円滑に行うこと。	給与等振替収入	一般職の職員及び特別職の職員の給料及び各種手当並びに共済費その他の諸支出

鳥取県基金条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第10号

### 鳥取県基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥取県における基金の設置並びにその管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から17の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。

2 介護保険法(平成9年法律第123号)第147条第1項の規定に基づき、別表第3の1の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同表の第1欄に掲げる基金を設置する。

3 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第75条の2の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同表の第1欄に掲げる基金を設置する。

(積立て等)

第3条 別表第1及び別表第2に掲げる基金において、基金として積み立てる額は、別表第1の第3欄及び別表第2の第3欄に掲げるところによる。

2 別表第2に掲げる基金は、必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の額を増額することができる。

3 前項の規定により増額が行われたときは、基金の額は、増加額相当額増加するものとする。

4 別表第3に掲げる基金において、基金として積み立てる額及びそれに関し必要な事項は、同表の第3欄に掲げるところによる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の整理等)

第5条 基金の運用から生ずる収益の整理又は処理は、別表第1の第4欄、別表第2の第4欄又は別表第3の第4欄に掲げるところによる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、別表第1の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鳥取県財政調整基金条例(昭和39年鳥取県条例第32号)
- (2) 鳥取県土地開発基金条例(昭和44年鳥取県条例第8号)
- (3) 鳥取県県立公共施設等建設基金条例(昭和48年鳥取県条例第1号)
- (4) 鳥取県市町村資金貸付基金条例(昭和48年鳥取県条例第2号)
- (5) 鳥取県職員退職手当基金条例(昭和52年鳥取県条例第1号)
- (6) 鳥取県減債基金条例(昭和54年鳥取県条例第1号)
- (7) 智頭鉄道運営助成基金条例(昭和62年鳥取県条例第21号)
- (8) 鳥取県大規模事業基金条例(平成元年鳥取県条例第2号)
- (9) 鳥取県ジゲおこし推進基金条例(平成2年鳥取県条例第3号)
- (10) 鳥取県地域環境保全基金条例(平成2年鳥取県条例第4号)
- (11) 鳥取県長寿社会対策推進基金条例(平成2年鳥取県条例第24号)
- (12) 鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金条例(平成5年鳥取県条例第4号)
- (13) 鳥取県森林整備担い手育成基金条例(平成5年鳥取県条例第5号)
- (14) 鳥取県美術品取得基金条例(平成9年鳥取県条例第3号)
- (15) 鳥取県環境学術研究基金条例(平成11年鳥取県条例第1号)
- (16) 鳥取県介護保険財政安定化基金条例(平成12年鳥取県条例第12号)
- (17) 鳥取県農地を守る直接支払基金条例(平成12年鳥取県条例第22号)
- (18) 鳥取県森林整備地域活動支援基金条例(平成14年鳥取県条例第7号)
- (19) 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成14年鳥取県条例第56号)
- (20) 鳥取県産業廃棄物適正処理基金条例(平成15年鳥取県条例第3号)
- (21) 鳥取県森林環境保全基金条例(平成16年鳥取県条例第6号)

(鳥取県税条例の一部改正)

3 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(森林環境保全税の用途)</p> <p>第53条の21 知事は、次に掲げる事業を行うため、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、鳥取県森林環境保全基金(鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)別表第1の16の項の第1欄に掲げる鳥取県森林環境保全基金をいう。)に積み立てるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(森林環境保全税の用途)</p> <p>第53条の21 知事は、次に掲げる事業を行うため、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、鳥取県森林環境保全基金(鳥取県森林環境保全基金条例(平成16年鳥取県条例第6号)第1条に規定する鳥取県森林環境保全基金をいう。)に積み立てるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名 称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処 分 事 由

1 鳥取県財政調整基金	年度間における財源の調整を図り、もって県財政の健全な運営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	<p>(1) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。</p> <p>(2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。</p> <p>(3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。</p> <p>(4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。</p> <p>(5) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。</p>
2 鳥取県立公共施設等建設基金	社会福祉施設、社会教育施設、学校、病院、試験研究施設、庁舎その他これらに類する施設で県が設置するものの建設費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して整理	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
3 鳥取県職員退職手当基金	職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の規定に基づく退職手当の支給に要する経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して整理	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
4 鳥取県減債基金	県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、県財政の健全な運営に資すること。	一般会計歳入歳出予算及び公債管理特別会計歳入歳出予算（鳥取県特別会計条例（平成19年鳥	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	<p>(1) 経済事情の急激な変動等により著しく財源が不足する場合において、県債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(2) 県債の償還額が他の年度に比して著しく多額となる年度におい</p>

		取県条例第9号)第2条の規定により設置される鳥取県公債管理特別会計に係る歳入歳出予算をいう。)に定める額		て、県債の償還の財源に充てるとき。 (3) 償還期限を繰り上げて行う県債の償還の財源に充てるとき。 (4) 地方税の減収補てんのため特別に発行を許可された県債又は財源対策のため発行を許可された県債の償還の財源に充てるとき。 (5) 満期において元金を一括して償還する方法により発行した県債の償還の財源に充てるとき。
5 智頭鉄道運営助成基金	智頭鉄道(兵庫県赤穂郡上郡町から同県佐用郡佐用町を経て鳥取県八頭郡智頭町に至る鉄道をいう。)により鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第2項に規定する第1種鉄道事業を営む者に対し、当該事業の運営について助成すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
6 鳥取県大規模事業基金	県勢発展の基盤となる大規模事業を円滑に推進するための経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して整理	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
7 鳥取県ジグエコシ推進基金	市町村との連携を図りつつ、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当	

			(2) (1) のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	
8 鳥取県地域環境保全基金	地域の環境保全に関する知識の普及、地域における環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を推進し、もって地域の環境保全を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1) のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	
9 鳥取県長寿社会対策推進基金	豊かで活力ある長寿社会の実現を図るため、健康、医療、福祉、教育等に関する施策を着実に推進する経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して整理	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
10 鳥取県中山間ふるさと農山村活性化基金	山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必	

	<p>2条第1項に規定する過疎地域 その他自然的、 経済的、社会的 諸条件に恵まれ ない地域におい て、住民が共同 して行う農山村 が保有する多様 な機能の維持及 び強化並びに利 用及び活用に係 る活動等を推進 し、もってこれ らの地域の農山 村の活性化を図 ること。</p>		<p>要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て</p>	
<p>11 鳥取県森林 整備担い手育 成基金</p>	<p>林業従事者の 安全衛生の水準 の向上、技術及 び技能の向上、 厚生福利制度の 充実等を推進し、 もって森林整備 の担い手の育成 を図ること。</p>	<p>一般会計歳入歳 出予算に定める 額</p>	<p>(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て</p>	
<p>12 鳥取県環境 学術研究基金</p>	<p>県内の大学及 び高等専門学校 における環境に 関する学術研究 に対する助成等 を行い、もって 鳥取県環境の保 全及び創造に関</p>	<p>一般会計歳入歳 出予算に定める 額</p>	<p>(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する</p>	



	<p>する基本条例(平成8年鳥取県条例第19号)による環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進に資すること。</p>		<p>ために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>	
<p>13 鳥取県農地を守る直接支払基金</p>	<p>中山間地域の農業者に対し直接支払いを実施することにより、農業生産活動を維持し、農地が有する水源かん養機能等の多面的機能を確保すること。</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</p>
<p>14 鳥取県森林整備地域活動支援基金</p>	<p>森林所有者等に対し森林の施業の計画的かつ一体的な実施に不可欠な活動を確保するための支援を実施することにより、適切な森林整備を推進し、もって森林の有する多面的な機能を確保すること。</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</p>

			のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	
15 鳥取県産業 廃棄物適正処 理基金	鳥取県税条例 第3章第4節の 規定により県に 納入し、又は納 付された産業廃 棄物処分場税を 廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律（昭和45年 法律第137号）第 15条第1項に規 定する産業廃棄 物処理施設の設 置の促進及び産 業廃棄物の発生 の抑制、再生そ の他適正な処理 に関する施策に 要する経費に充 てること。	県に納入し、又 は納付された産 業廃棄物処分場 税額から産業廃 棄物処分場税の 賦課徴収に要す る費用を控除し て得た額のうち、一般会計歳 入歳出予算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当  (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	当該基金の設置目的を達成するた めに必要な経費の財源に充てるとき。
16 鳥取県森林 環境保全基金	鳥取県税条例 の規定により森 林環境の保全に 資するため加算 された県民税を 森林環境の保全 及び森林をすべ ての県民で守り 育てる意識の醸 成に資する施策 に要する費用に 充てること。	鳥取県税条例第 53条の19及び第 53条の20の規定 による加算額に 係る収納額に相 当する額から賦 課徴収に要する 費用を控除して 得た額のうち、 一般会計歳入歳 出予算に定める 額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当  (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基	当該基金の設置目的を達成するた めに必要な経費の財源に充てるとき。

			金に積立 て	
17 鳥取県障害 者自立支援対 策臨時特例基 金	障害者自立支 援法（平成17年 法律第123号）に 基づく制度の円 滑な運営を図る こと。	一般会計歳入歳 出予算に定める 額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立	県又は市町村が行う次の事業のた めに必要な経費の財源に充てると き。 （1） 障害者自立支援法の施行に伴 う激変緩和措置として同法による 障害福祉サービスを提供する事業 者に対して行う事業 （2） 障害者自立支援法による新し い事業体系への移行等のための緊 急的な経過措置のための事業 （3） その他障害者自立支援法の円 滑な運用を図るために実施する緊 急的な事業

別表第2（第2条、第3条、第5条関係）

名 称	設置目的	積立	運用益金の 整理又は処 理
1 鳥取県土地 開発基金	公用又は公共用に供する土地、公共の利益のために 取得する必要のある土地等をあらかじめ取得すること により、事業の円滑な執行を図ること。	一般会計歳入歳 出予算に計上し て当該基金に積 立	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 整理
2 鳥取県市町 村資金貸付基 金	次の経費を対象として、市町村に資金を貸し付ける ことにより、市町村財政の円滑な運営に資すること。 （1） 地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1 項の規定に基づき市町村が負担する経費のうち道路 事業に係る経費 （2） その他知事が資金の貸付けの必要があると認め る経費	一般会計歳入歳 出予算に計上し て当該基金に積 立	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 整理
3 鳥取県美術 品取得基金	美術品を円滑かつ効率的に取得すること。	一般会計歳入歳 出予算に計上し て当該基金に積 立	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 整理

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名 称	設置目的	積立等	運用益金の 整理又は処 理	処 分 事 由
1 鳥取県介護 保険財政安定 化基金	市町村の介護 保険財政の安定 化に資する事業 に必要な費用に	（1） 介護保険 法第147条第 5項及び介護 保険の国庫負	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に	当該基金の設置目的を達成するた めに必要な経費の財源に充てるとき。

	<p>充てること。</p>	<p>担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）第12条の規定に基づき、一般会計歳入歳出予算に定める額</p> <p>(2) 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第12条第1項第1号の条例で定める割合は、1,000分の1とする。</p>	<p>積立て</p>	
<p>2 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金</p>	<p>国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定に資する事業に必要な費用に充てること。</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。</p>

国営土地改良事業特別徴収金徴収条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第11号

### 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第90条の2第1項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る同項に規定する特別徴収金(以下「特別徴収金」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収金の徴収)

第2条 県は、国営土地改良事業(別表に定める国営土地改良事業に限る。以下「国営事業」という。)の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。

(1) 当該土地を当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「政令」という。)第53条の8に規定する用途(政令附則第8項に規定する場合にあっては、同項に定める用途)を除く。以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。)をした場合

(2) 当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)

2 前項に掲げる者が国営事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、県は、その者に対する特別徴収金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収する。

3 国営事業の施行に係る地域内にある土地が次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の規定にかかわらず、特別徴収金を徴収しない。

(1) 当該土地を一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合

(2) 目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営事業による利益を受けていないものとなっている場合

(3) その他政令第53条の9に規定する場合

(特別徴収金の額)

第3条 前条第1項の特別徴収金の額は、第1号に定める額に第3号に定める割合を乗じて得た額から第2号に定める額に第3号に定める割合を乗じて得た額を差し引いて得られる額を限度として知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務局長。以下同じ。)が定める額とする。

(1) 当該国営事業につき法第90条第1項の規定により県が負担する負担金の額

(2) 当該国営事業につき法第90条第9項の規定により県が徴収する負担金の額

(3) 特別徴収金の徴収に係る土地の面積を当該国営事業の施行に係る地域内の土地の面積で除して得た割合に、政令第53条の11第2項において準用する同条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める割合を乗じて得た割合

(特別徴収金の減免及び徴収猶予)

第4条 知事は、次に掲げる場合には、第2条第1項の規定により徴収する特別徴収金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(1) 第2条第2項の規定により県が土地改良区から金銭を徴収する場合において、その徴収の原因となった者が地方税法(昭和25年法律第226号)第15条第1項各号のいずれかに該当するとき又は同法第15条の7第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 第2条第1項に掲げる者が災害その他やむを得ない理由により特別徴収金の納付が困難であると認められる場合

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

国営東伯土地改良事業

鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第12号

### 鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、建設工事等の入札制度に関する県の基本的な方針の策定、これに対する議会の承認その他建設工事等の入札制度の決定に係る手続に関し必要な事項を定めることにより、建設工事等の入札制度に関する透明性を確保し、かつ、その在り方について広く県民の合意を得る仕組みを構築し、もって建設工事等の入札の適正な執行に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「建設工事等」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事並びに当該工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務で、県が行うものをいう。

#### (基本方針の策定)

第3条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれに基づく政令及び省令(以下「地方自治法等」という。)の規定に基づき、建設工事等の入札制度に関し必要な事項を規則等により定めようとするときは、鳥取県建設工事等入札制度基本方針(以下「基本方針」という。)を策定し、当該基本方針に基づき定めなければならない。

2 基本方針には、地方自治法等の規定に基づき知事が定めることとされる事項で、建設工事等の入札制度に係る基本的なものを定めるものとする。

#### (議会の承認)

第4条 知事は、前条第1項の規定に基づき基本方針を策定しようとするときは、その内容について、あらかじめ議会の承認を得なければならない。

#### (基本方針の変更)

第5条 基本方針の変更については、前2条の規定を準用する。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 知事は、第3条第1項の規定にかかわらず、第4条の規定に基づく基本方針の議会の承認(以下単に「議会の承認」という。)が得られるまでの間は、この条例の施行の日前に知事が定めた建設工事等の入札制度に基づき、建設工事等の入札に関し必要な行為を行うことができる。

3 議会の承認が得られてから基本方針に基づく規則等の改正が行われるまでの間は、当該議会の承認が得られた日前に知事が定めた建設工事等の入札制度は、当該議会の承認が得られた基本方針に基づくものとみなす。

#### (この条例の失効)

4 この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

鳥取県留置施設視察委員会条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第13号

#### 鳥取県留置施設視察委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第21条第6項の規定に基づき、鳥取県留置施設視察委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数等)

第2条 委員会の委員の定数は、4人とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、2回に限り再任されることができる。

4 公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他職務の遂行に支障があると認められるときは、委員を解任することができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 警察本部長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、警察本部警務部において処理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)の施行の日から施行する。